

(仮称)宇治市文化芸術振興条例の目指すところ

(仮称)宇治市文化芸術振興条例は、世界遺産をはじめとする数多くの文化財、宇治川の清流、豊かな緑と茶園景観、歴史ある町並みなど、魅力ある文化が息づいている本市において、これまで培われてきた歴史と豊かな自然を背景とした文化と伝統を守り、育て、磨き、未来に継承するとともに、創造的な文化芸術活動の促進を図ることにより、お茶と歴史・文化の香る「ふるさと宇治」を将来にわたり希望と活力に満ちた魅力あふれるまちとするため、制定しようとするものです。

市の責務

市は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興を図るため、基本的施策を定め、これを推進します。

<基本的施策>

- 文化芸術活動を行う機会の充実
- 文化芸術交流の促進
- 高齢者の文化芸術活動の促進
- 障害者の文化芸術活動の促進
- 子ども、若者の文化芸術活動の促進
- 文化芸術活動の担い手の育成
- 情報の収集及び発信

<具体的取組>

- 市主催イベントへの文化団体等の出演の促進。
- 文化活動団体の紹介・仲介。
- チラシの配架等による文化芸術活動の広報協力。
- ホームページで国・府等の文化イベント等の広報。
- 文化会館使用料助成を広く広報し、発表の機会等の促進。

市民の役割

市民は、基本理念にのっとり、文化芸術の担い手として、自主的かつ創造的な文化芸術活動を行うとともに、その活動を互いに理解し、尊重するよう努めましょう。

< 取組内容 >

- 宇治市の文化を知り、文化活動への理解を深めましょう。
- 地域における文化芸術の振興に関する取り組みに積極的に参加しましょう。
- 地域における文化芸術活動を広く発信していきましょう。

< 具体的取組例 >

- サークル活動や文化イベントに参加する。
- 地域における演奏会や展覧会への参加・観覧。
- SNSなどを利用し、宇治市の文化活動を積極的に発信する。

文化芸術活動...文化芸術を創造し、享受し、保護し、活用し、継承し、又はこれらの活動を支援することをいいます。

市民...市内に在住、勤務、在学する者、及び市内において文化芸術活動を行う者をいいます。

文化芸術団体の役割

文化芸術団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の担い手として、自主的かつ創造的に文化芸術活動を一層推進するとともに、地域社会の一員として、文化芸術活動の活性化等に努めましょう。

< 取組内容 >

- 各文化芸術団体における文化発表会などの実施。
- 市民、市や地域への積極的な協力。

< 具体的取組 >

- 演奏会や展覧会などの実施。
- 市民文化芸術祭などの市内で開催されるイベントへの出演。

○地蔵盆などの地域事業への出演。

文化芸術団体...市内において文化芸術活動を行う団体をいいます。

事業者の役割

事業者は、基本理念にのっとり、地域社会の一員として、文化芸術活動の活性化等に努めましょう。

< 取組内容 >

○市民、文化芸術団体への支援。

< 具体的取組 >

○演奏会や展覧会などの発表、活動の場の提供。

事業者...市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体及び市内で事業を行う個人をいいます。